

扶桑町議会議案第 1 2 号

扶桑町特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例について

扶桑町特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を別紙のとおり改正する。

令和 8 年 3 月 2 日提出

愛知県丹羽郡扶桑町長 鯖 瀬 武

提案理由

行政不服審査会委員、公文書公開審査会委員及び個人情報保護審査会委員
について、委嘱する委員の報酬を見直すため、条例を改正する必要があるの
で提案します。

扶桑町特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

扶桑町特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和36年扶桑町条例第1号）の一部を次のように改正する。

別表行政不服審査会委員の項報酬の額の欄、同表公文書公開審査会委員の項報酬の額の欄及び同表個人情報保護審査会委員の項報酬の額の欄中「弁護士」を「学識経験者」に改める。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

扶桑町特別職の職員で非常勤のもの等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正新旧対照表

新		
別表（第2条、第5条関係）		
区分	報酬の額	旅費の額
(略)		
行政不服審査会委員	<u>学識経験者</u> 1回につき 20,000円以内 その他 1回につき 5,500円	一般職7級相当額
公文書公開審査会委員	<u>学識経験者</u> 1回につき 20,000円以内 その他 1回につき 5,500円	一般職7級相当額
(略)		
個人情報保護審査会委員	<u>学識経験者</u> 1回につき 20,000円以内 その他 1回につき 5,500円	一般職7級相当額
(略)		

旧

別表（第2条、第5条関係）

区分	報酬の額	旅費の額
(略)		
行政不服審査会委員	<u>弁護士</u> 1回につき 20,000円以内 その他 1回につき 5,500円	一般職7級相当額
公文書公開審査会委員	<u>弁護士</u> 1回につき 20,000円以内 その他 1回につき 5,500円	一般職7級相当額
(略)		
個人情報保護審査会委員	<u>弁護士</u> 1回につき 20,000円以内 その他 1回につき 5,500円	一般職7級相当額
(略)		